

出水市

景観計画



第2回いすみ観光写真コンテスト入選「名木のある屋敷」



平成22年3月

出水市

<目次>

§ 1. 出水市景観計画の目的と構成	1
1-1 景観計画の目的.....	1
1-2 景観計画の構成.....	3
§ 2. 出水市の景観特性と課題	4
2-1 出水市の景観の概況.....	4
2-2 エリアごとの景観特性と問題点.....	7
2-3 景観づくりの課題.....	8
§ 3. 景観づくりの基本方針	10
3-1 景観計画区域.....	10
3-2 出水市の景観の将来像.....	10
3-3 景観づくりの基本方針.....	11
3-4 景観づくりの基本方針に基づく方策.....	16
§ 4. 市全域で進める景観づくり	17
4-1 良好な景観の形成のための行為の制限（届出制度）に関する事項.....	17
4-2 その他の仕組み.....	21
§ 5. 地域で進める景観づくり	25
5-1 景観形成重点区域の選定.....	25
5-2 景観形成重点区域の景観づくりの方針.....	26
§ 6. 景観づくりの推進	33
6-1 景観計画の円滑な運用に関する仕組みの構築.....	34
6-2 暮らしの中で育む景観づくりの推進.....	37
6-3 景観法を活用した景観づくりの取組みの例.....	39

§ 1. 出水市景観計画の目的と構成

1-1 景観計画の目的

(1) 景観づくりに取り組むねらい

景観^{※1}は、地域の歴史、地形や自然に培われた風土、文化や伝統、人々の暮らしや経済活動の積み重ねが表れたものです。景観づくりとは、“まちの見た目をお化粧”することにあるのではなく、“まちを内面からきれいに”していくこと、つまり、日々の暮らしを楽しむ舞台として、まちの魅力を高めていくことです。

また、景観づくりは、まちづくりや観光振興・文化振興の手段の一つであり、また大きなきっかけでもあります。例えば、出水麓伝統的建造物群保存地区（以下、「出水麓伝建地区」）は重要な景観資源であるとともに、貴重な観光・文化資源であり、その保全・活用には地域住民の理解・協力・活動はもちろんのこと、隣接商店街との協働、ツル渡来地等との連携など多面的な観点からの取り組みが重要となります。

すなわち、景観づくりのねらいは、地域ごとにまちの魅力を高め、出水市のまちづくりに繋げる“景観まちづくり”を行うことにあります。

(2) 景観計画の目的

本市には、国の重要伝統的建造物群保存地区である出水麓伝建地区をはじめとした歴史的街なみや、ツル及びその渡来地など、歴史や自然の貴重な景観があります。このような景観は、暮らしにうるおいと活力を与え、住民の地域に対する愛着や誇りを醸成するとともに、観光資源としても、後世に伝えていくべきものであるといえます。

本市では、これまで「出水市総合計画」などの計画に基づき、景観に配慮した公共施設の整備、環境美化の活動、歴史的街なみの保存、ツルの保護活動などを推進してきましたが、市全体としての景観づくりの目標や方針はなく、具体的取り組みは十分ではありませんでした。

そこで、本市では、景観法^{※2}に基づく様々な仕組みを活用し、出水市らしさを活かした美しい景観づくりを積極的に推進していくため、平成 19 年 3 月 13 日に景観行政団体^{※3}となり、このたび出水市景観計画（以下、「景観計画」）を策定し、出水市景観条例を制定しました。

この景観計画に基づき、景観法に規定された制度の活用や、景観計画に位置づけられた景観に関する他の法律（都市計画法、屋外広告物法、文化財保護法など）の活用を中心に、本市の実情に応じた景観づくりを図っていきます。

※1 景観とは：景観は、自然や建築物など目に映る姿だけでなく、街の活動や、住民の生活などから醸し出される土地の文化、歴史などから総合的に認識されるものすべてを指します。

※2 景観法：平成 16 年 6 月、我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が制定されました。景観行政団体は、景観法に基づく「景観計画」を策定することで、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく様々な景観形成の仕組みを活用することが可能となりました。

※3 景観行政団体：景観法に基づいて、景観計画策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となります。鹿児島県では、本市を含めた 18 市町と県が景観行政団体となっています。（平成 21 年 10 月 1 日時点）

(3) 景観計画の位置づけ

景観計画は、景観法に基づく法定計画であり本市の景観づくりの基本計画です。この計画は、第一次出水市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等との連携を図るとともに、鹿児島県の景観条例等を反映させた計画であり、市の景観づくりに関する総合的な方策を示したものとして位置づけます。

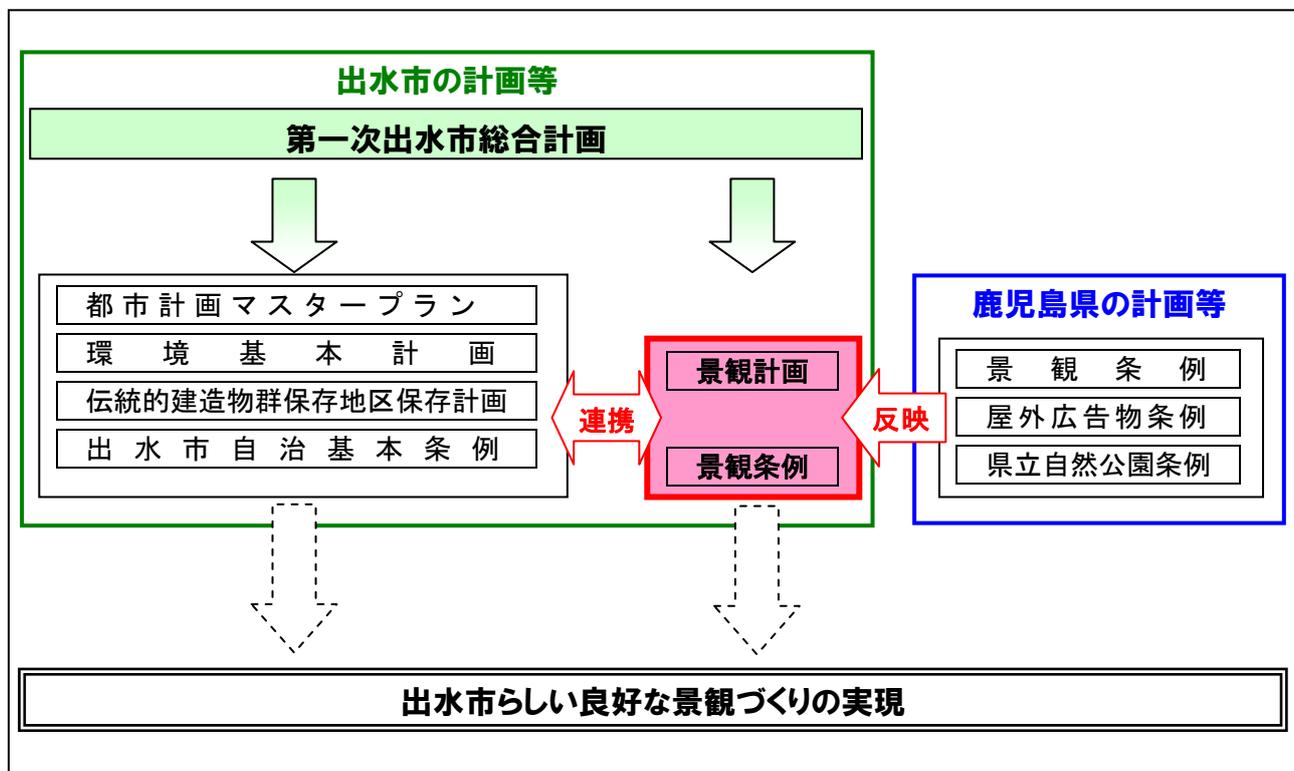


図 1-1 景観計画の位置づけ

1-2 景観計画の構成

景観計画では、景観法に基づく必要事項を定めるほか、本市における景観づくりの基本的事項、地域で進める景観づくり、景観づくりの推進についても定めます。構成は以下のとおりです。

出水市における景観形成の基本的事項

§ 1. 出水市景観計画の目的と構成

- (1) 景観計画の目的
- (2) 景観計画の構成

§ 2. 出水市の景観特性と課題

- (1) 出水市の景観の概況
- (2) エリアごとの景観特性と問題点
- (3) 景観づくりの課題

§ 3. 景観づくりの基本方針

- (1) 景観計画区域
- (2) 出水市の景観の将来像
- (3) 景観づくりの基本方針
- (4) 景観づくりの基本方針に基づく方策

§ 4. 市全域で進める景観づくり

- (1) 良好な景観の形成のための行為の制限（届出制度）に関する事項
 - ① 建築物・工作物の新築、増築、改築等
 - ② その他の行為
- (2) その他の仕組み
 - ① 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
 - ② 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項
 - ③ 景観重要公共施設の整備に関する事項
 - ④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

§ 5. 地域で進める景観づくり（景観形成重点区域）

- (1) 景観形成重点区域の選定
- (2) 景観形成重点区域の景観づくりの方針

§ 6. 景観づくりの推進

- (1) 景観計画の円滑な運用に関する仕組みの構築
- (2) 暮らしの中で育む景観づくりの推進
- (3) 景観法を活用した景観づくりの取組みの例

参考資料

市民アンケート結果、景観づくりの市民アイデア等（予定）

景観法に基づく事項 景観法第8条第2項関連

§ 2. 出水市の景観特性と課題

2-1 出水市の景観の概況

(1) 出水市の概況

本市は、平成 18 年に出水市・高尾野町・野田町が合併して誕生した鹿児島県北西部の「北薩地域」に位置する人口約 57,000 人、面積 330.06k m²の都市です。市の大半は山地と扇状地で、北部は八代海に面し、東部・南部は山々と扇状地があり、中央の開けたところに出水平野が広がります。

農林業は、平地を利用した稲作、山の斜面を利用したみかん栽培、植木・苗木の生産が盛んです。水産業は、近海漁や海苔の養殖が盛んです。製造業は、焼酎等の地場産業とともに先端技術産業が進出しています。また、商業は、各地区に商店街が形成されているものの、郊外の沿道への新店舗進出が相次いでいます。産業全体では第 3 次産業が中心です。

交通は、国道 3 号などの主要な幹線道路が整備されており、南九州西回り自動車道の整備も計画されています。また、九州新幹線（出水駅）、肥薩おれんじ鉄道が整備されており、広域的な交通体系が整いつつあります。

(2) 景観の概況

本市には、八代海や山並み、田園風景や、出水麓伝建地区の歴史的街なみなど多くの美しい景観があります。それらの景観は、自然の織り成す風土、人の生業や歴史、現在の人々の生活が古代から現代までの時間の中で複合的に重なり合っつくられています（下図参照）。

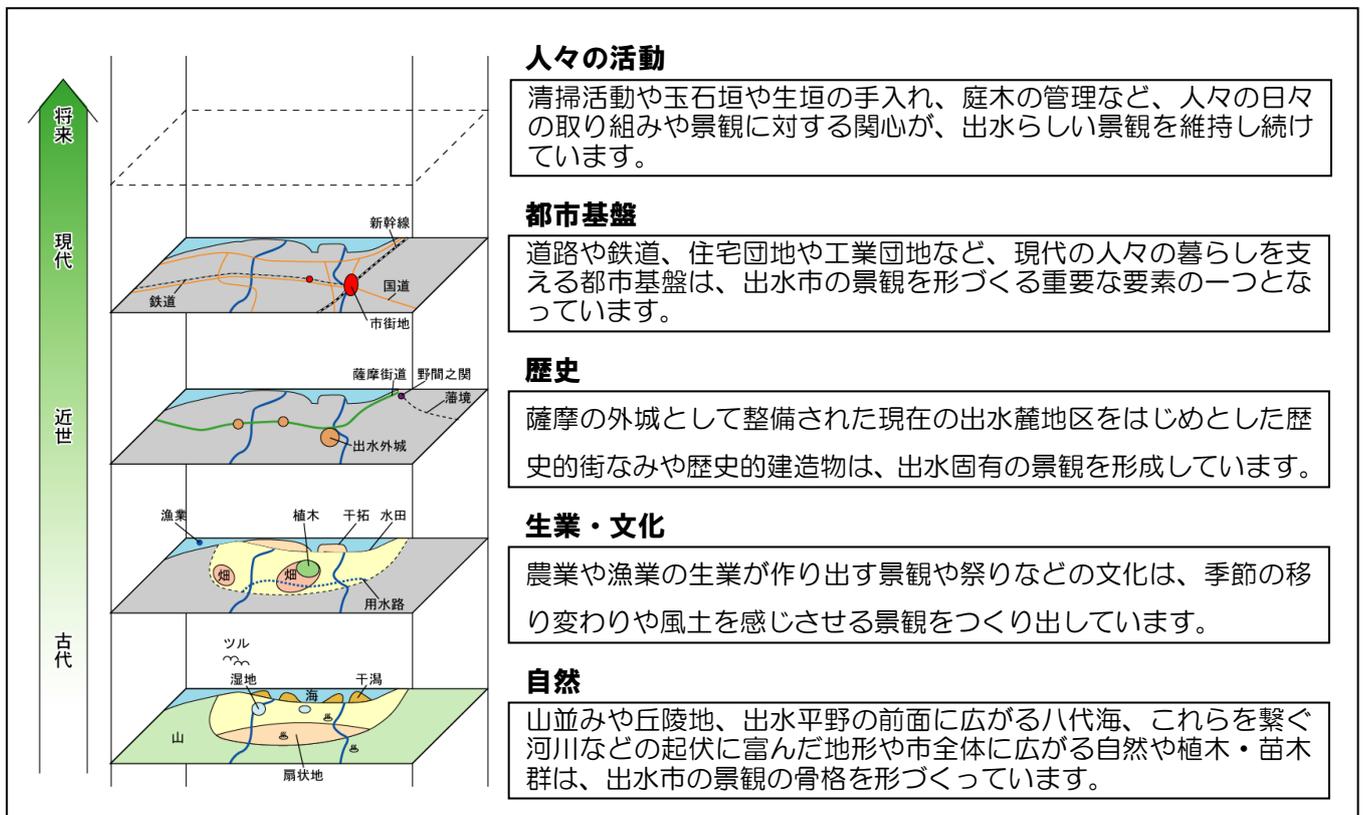


図 2-1 時間軸に沿った景観の成り立ち

一方、自然の中に投棄されたゴミ、農業の衰退による耕作放棄など生業の衰退による景観の悪化、歴史的街なみにある空家、広告物等による雑然とした沿道などが各地で散見され、景観上問題となっています。



図 2-2 本市の代表的な景観資源と問題点 (1)

歴史



都市基盤



人々の活動



図 2-3 本市の代表的な景観資源と問題点 (2)

2-2 エリアごとの景観特性と問題点

本市の景観特性と問題点を明確にするため、土地利用の状況等を踏まえ、景観資源等をエリア別に整理しました。景観資源や問題点は市全域に広く分布していることが分かります。

- 景観特性
- 景観に関する問題点

ツル飛来地の景観

- 冬季に飛来するツルは、特別天然記念物に指定される本市のシンボリックな景観である
- ツルの飛来地では、山並みを背景に田園にツルが群れる景観を眺めることができる
- 冬季以外でも、まとまった田園の稲穂、麦畑などが良好な景観をつくっている



視点場からの眺望景観

- 東光山公園、小原山、荒崎展望台などの高台からは出水平野や八代海の雄大な姿を眺望できる
- 丘陵地を走る道路・鉄道からは爽快な景観を楽しめる
- 平地からは遠く美しい山々の稜線が眺められる
- 展望台の施設等の維持管理が不十分な箇所がある



景観づくりの取組み

- 良好な景観の維持のため玉石垣や生垣の維持管理、清掃、植栽活動などに、市民が取り組んでいる
- 自治会やNPO等地域に根ざした組織により、清掃活動などの自主的な取組みが行われている
- 参加者の減少等により活動が衰退する可能性がある



歴史的街なみの景観

- 各地に玉石垣や生垣の風情ある歴史的街なみ景観がある
- 出水麓地区は、伝建地区であり観光資源としても重要である
- 野田熊陣馬場、感応禅寺周辺の落ち着いた風情は市民に親しまれている
- 調和しない建物、空家、電柱等が一部風情を乱している



海岸の景観

- 遠く浮かぶ島々、松並木や穏やかな開放感ある八代海などの海岸景観がある
- ケタ打瀬漁など伝統的な漁の様子が、漁業の衰退により見られなくなる恐れがある
- ゴミが散乱している地点等がある



河川の景観

- 米ノ津川、高尾野川などの河川は市内を貫いて流れており、うるおいある景観を連続して見ることができる
- アユ漁や米ノ津川河口で群れる水鳥の姿などを見ることができ、季節を感じさせる景観となっている
- 水質の悪化が河川景観を一部損なっている



平野の景観

- まとまった田園、畑、植木生産、玉石垣や生垣がある住宅など緑豊かで美しい景観が見られる
- 古樹、史跡や寺社等の歴史・文化資源が点在し、祭りなどが行われている
- 社会情勢変化による農業衰退のため耕作が放棄され、田園景観が損なわれつつある



山の景観

- 山間部では棚田・滝・石橋・温泉・集落などが山々の緑と調和し、独特の景観を創出している
- 山並みは景観の背景となる
- ゴミの不法投棄、伐採後植林されていない山による景観悪化が懸念される
- 高圧線鉄塔が景観を阻害している



丘陵地の景観

- 平野を取り巻くように緑豊かな丘陵地があり、うるおいある景観をつくっている
- 主に畑地等に利用されており、みかん畑の風景は、出水市らしさを醸し出している
- 公園や城址跡が四季折々の景観をつくっている
- 手入れが行き届かないみかん畑や山城跡がある



沿道・沿線の景観

- 桜並木などは、地域の特性等を表した沿道景観をつくっている
- おれんじ鉄道や新幹線が、山沿いや海岸、田園を走る景観は、地域の人々に親しまれている
- 広告物等により沿道景観は一部雑然としている



路線	区間	駅名
3	3号	117 水島出水線
328	328号	118 湯出大口線
389	389号	345 下妻阿久根線
447	447号	367 湯本庄線
504	504号	368 野田代線
		369 西出水停車場線

2-3 景観づくりの課題

本市の景観特性と問題点を踏まえ、景観づくりの課題を以下の通り設定します。

①豊かな自然景観の保全	
多様な手段による景観阻害要因の解消	本市の景観を形づくる山並みや丘陵地、平野、河川・海岸などの自然景観は、私たちの日常の生活を豊かにする大切な要素となっています。しかし、不法投棄や放置されたゴミ、河川の汚れ、社会経済状況の変化に伴う耕作放棄地の増加、大規模な鉄塔等の工作物、奇抜な色の建物など様々な要因により、本市が誇る美しい自然景観が失われつつあります。このような自然景観の喪失を防ぐためには、景観を阻害する要因を、多様な手段により解消していく必要があります。
視点場からの雄大な眺望景観の保全	東光山公園や荒崎展望台などの高台からの眺望景観は、矢筈岳をはじめとする山々から丘陵地、出水平野、八代海へと連なる雄大な自然を感じさせる魅力的な景観です。しかし、視点場周辺の維持管理が十分に行き届かないなどの問題を抱えているほか、将来、山の斜面等で大規模な開発行為等が行われた場合、このような自然景観が阻害されることも懸念されます。そこで、連続した自然景観を保全するためには、視点場からの見通しを確保するとともに、市全体で雄大な眺望景観を保全していく必要があります。
②出水市を特徴づける景観資源の保全と活用	
出水麓伝建地区の景観資源の保全と観光活用	出水麓伝建地区は、市民が最も大切にしたいと感じるふるさとや文化を象徴する景観資源であるとともに、重要な観光資源にもなっています。しかし、空き家や空き地の増加等により、街なみの統一感が失われつつあります。そこで、出水の宝である出水麓伝建地区の景観を後世に残していくためには、出水麓伝建地区の景観資源を保全するとともに、観光資源として活用していく必要があります。
野田郷区域の景観資源の保全	野田郷区域は薩摩の歴史と深く関わる地域であり、街路整備や地域の取り組み等により玉石垣や生垣の続く落ち着いた街なみが維持されています。しかし、街なみや建築物を保全する制度等は不足しており、景観づくりを支援する取り組みは十分ではありません。そこで、景観資源を保全する制度等を充実させ、野田郷区域の景観資源を保全する取り組みを進める必要があります。
ツル飛来地関連の景観資源の有効活用	ツルが山並みを背景に飛ぶ姿や田園に群れる姿は、本市を象徴する重要な景観であり、観光資源としても重要です。また、ツルの飛来地は特別天然記念物に指定されており、生物環境としても貴重な資源となっています。しかし、ツル飛来地に関連する公共施設などが周囲の景観と調和していない、観光資源として十分に活用できていないなど、景観資源や観光資源としての活用は十分ではありません。そこで、ツル飛来地関連の景観資源を有効に活用していくための取り組みが必要です。

③生活にうるおいを与える景観づくり

身近な景観の保全と形成	本市の市街地は自然に囲まれ、街なみは玉石垣や生垣などの緑が豊かであり、庭や民家、路地などにも落ち着いた美しさがあります。しかし、沿道へのゴミの散乱や派手な色彩の建物等により、一部では景観の阻害が見られます。また、南九州西回り自動車道の整備も計画されており、景観に配慮されないまま新たな開発が行われる可能性も考えられます。そこで、私たちの身近にある美しい景観を将来にわたって維持していくためには、身近な景観を保全し形成する取組みが必要です。
にぎわいある商店街景観の再生	各地区の中心には古くから商店街が形成され、生活感を感じさせる景観をつくってきました。しかし、幹線道路沿いへの商業施設の相次ぐ進出等による空き店舗の増加やアーケード等の老朽化などにより、かつての賑わいある景観が喪失しています。そこで、商店街を出水市の交流・集客拠点として維持していくためには、にぎわいある商店街にふさわしい景観を再生する取組みを進める必要があります。
生活環境と調和した歴史的街なみの保全	市内各地には、玉石垣や生垣などの風情ある街なみ景観が多数点在しています。また、歴史的建造物の一部は現在でも住居として活用されており、これらは、市民の普段の生活の中で守り育てられてきたものであるといえます。一方、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等に伴い、歴史的な建物が空き家になったり、現代的な建物に建て替えられたりするなど、風情ある街なみが消えつつあります。そこで、これらの景観資源を普段の生活の中で維持していくためには、生活環境との調和を図りながら保全していくことが必要です。

④人が行き交う場にふさわしい景観づくり

地域特性を感じられる沿道・沿線の景観整備と維持管理	本市の沿道では、銀杏・桜並木などの街路樹により、地域の特性や四季を感じさせる景観が見られます。しかし、沿道の屋外広告物等によって一部で景観が阻害されているほか、市民からは草刈や清掃の要望も多く寄せられています。そこで、街路樹の植栽等、地域特性を感じられる景観整備を実施するとともに、維持管理を継続して行う必要があります。
出水市の玄関口（出水駅前～商店街～伝建地区）にふさわしい連続した景観づくり	出水駅から本町商店街を通り、出水麓伝建地区にいたるエリアは、本市の主要な観光ルートであり、本市の「玄関口」となっています。しかし、商店街と出水麓伝建地区の景観に統一性がなく、歴史的な風情を十分に活用できておらず、本市の景観のイメージを十分に発信できていません。そこで、本市の景観の特徴を地域内外にアピールするためには、玄関口にふさわしい連続した景観づくりの取組みが必要です。

⑤景観づくりの取組み支援

景観づくりの意識啓発・意欲保持	本市の美しい景観は、市民の清掃活動や庭木の手入れ、ゴミのポイ捨て防止など、日々の取組みにより維持されています。また、出水麓伝建地区や野田郷区域等に代表される美しい街なみは、地域の方々の景観に対する高い意識と取組みへの意欲によって保全されてきました。これらの取組みを継続して行っていくためには、景観に関する意識啓発の取組みや意欲を保持するための取組みを行っていくことが必要です。
情報共有の仕組みづくり、協議する場づくり	これまで、本市全体の景観に関する総合的な計画はなく、行政からの景観に関する情報提供や、市民、事業者、行政の間での情報交換の場の提供は十分ではありませんでした。本市の景観は市全体の宝であり、景観計画の策定をきっかけとして、今後は景観づくりを市民・事業者・行政が一体となって進めていくことが求められます。そのためには、市民、事業者、行政の景観づくりに対する情報共有の仕組みや協議する場づくりが必要です。
景観づくりの取組みへの継続的な支援	これまで地域においては、自治会・NPO等を中心として、清掃、苗木の配布、歴史的街なみの保存活動などの取組みが行われてきました。しかし、参加者の減少等により活動が維持できなくなるなどの問題が生じてきています。そこで、自治会やNPO等による景観づくりを維持し、地域の活性化につなげるためには、景観づくりの取組みを継続して支援することが必要です。

§ 3. 景観づくりの基本方針

3-1 景観計画区域

本市では、

- ・ 景観資源や景観に関する課題が市全域に存在していること
- ・ 山並みから出水平野を経て八代海に至る景観の連続性そのものが、本市の魅力の一つである自然景観をつくりだしていること

などから、景観づくりは市全域で取り組んでいく必要があります。したがって、景観計画では、景観計画区域は市全域とします。

一方で、メリハリのある景観づくりを進めていくため、特に重点的に景観づくりを図っていく地域を「景観形成重点区域」として設定します。

(景観法第8条第2項第1号関連事項)

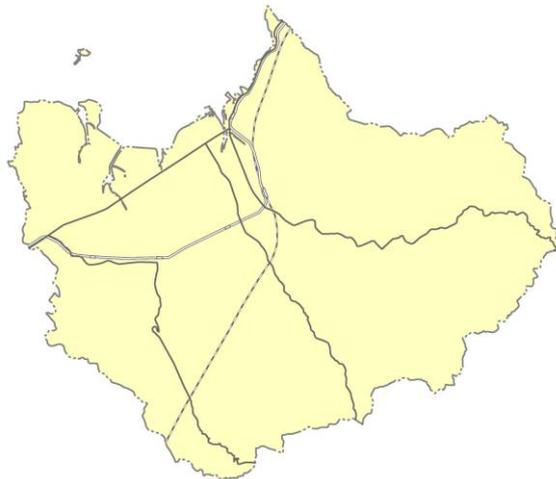


図 3-1 景観計画区域

3-2 出水市の景観の将来像

景観計画は、本市の景観づくりの道しるべとなるものであり、その内容を景観づくりの主体である市民・事業者・行政が共有することがスタートであると考えます。そのためには、本市がどのような景観を目指すのか、すなわち、景観の将来像を共有する必要があります。

本市には、出水麓伝建地区に代表される歴史的景観や、ツルに代表される豊かな自然景観があり、本市の景観を特徴づけています。これらは市民の日々の生活を豊かにするとともに、ふるさとや文化を象徴する心のよりどころでもあります。そこで、本市の景観の将来像を次のように表現します。

歴史に満ちたふるさとでありつづける鶴のまち出水

～日本中からありふれていたはずの「ふるさと」の風景が消えてゆきました。でも、出水には、やさしい緑の山並み、ツルが訪れる田園、穏やかで美しい海が、市民の手で残されています。玉石垣や生垣が続く街なみには、薩摩の歴史と、それを受け継ぐ人々が営む落ち着いた暮らしが息づいています。小さな商店街には、歴史とぬくもりが満ちています。いつでも、どんな人でも「かえって」くることができます～

3-3 景観づくりの基本方針

前項までに整理した本市の景観特性と課題を踏まえ、将来像の実現に向けて、課題解決に取り組む上での基本的な方針を示します。

(景観法第8条第2項第2号関連事項)

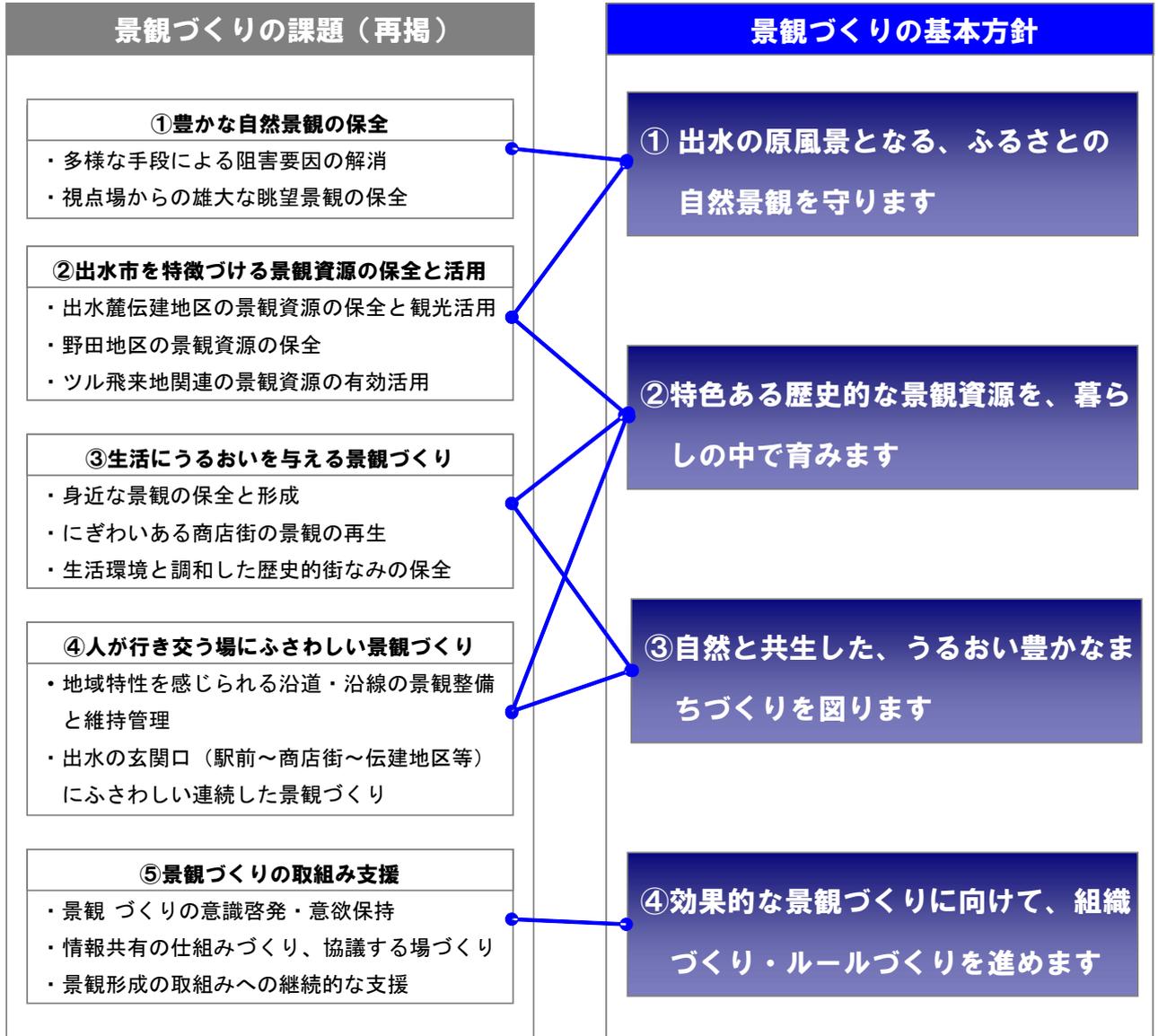


図 3-2 課題と方針の対応図

①出水の原風景となる、ふるさとの自然景観を守ります

1) 景観の骨格となる自然景観の維持及び視点場の確保

- ・ 景観の背景となる、山々の稜線、丘陵地の緑、まとまりある田畑、河川や海岸線など自然景観の保全を推進します
- ・ 高台の主要な視点場周辺での見通しを確保するとともに、適切な規制・誘導により眺望景観の確保に努めます

2) 今ある豊かな自然と調和した景観形成の推進

- ・ 景観に影響を及ぼす建築物等が、周囲の景観に調和するよう適切な規制・誘導を行います
- ・ 市民・事業者・行政が協働し、耕作放棄等の対策に取り組みます
- ・ 公共事業は、周囲の景観との調和に配慮して実施します

3) ツルの飛来地にふさわしい自然景観の創出

- ・ ツル飛来地周辺では、飛来地に配慮した景観がつけられるよう誘導します
- ・ 教育・観光・学術研究等の様々な観点からツル飛来地関連の景観資源の有効利用を推進します

方針のイメージ



山々の稜線や丘陵地の緑を保全

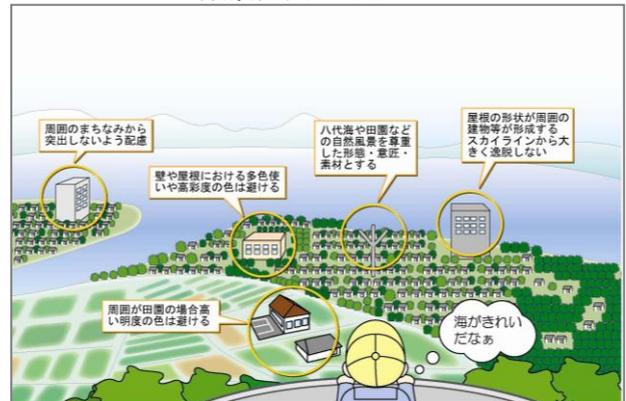


眺望景観の確保

景観計画がなければ…



景観計画があれば…



一定規模以上の建築物・工作物を適切に規制・誘導

②特色ある歴史的な景観資源を、暮らしの中で育みます

1) 出水麓伝建地区を中心とした歴史的雰囲気のある街なみづくり

- ・歴史的街なみの中で暮らし続けることができるよう、生活環境とのバランスに配慮した景観づくりを推進します
- ・歴史的風情を阻害することがないよう、出水麓伝建地区からの眺望景観に配慮するよう努めます
- ・隣接する商店街と連携しながら、人の暮らしが感じられる景観づくりを推進します

2) 野田郷区域における落ち着いた街なみづくり

- ・敷地際の緑化や環境美化など住民主体の取組みを支援します
- ・玉石垣や生垣等外構に配慮した、落ち着いた街なみの形成を誘導します

3) 地域のシンボルとなる歴史的資源等の発掘・継承・保全

- ・薩摩街道や五万石溝、寺社や由緒ある樹木、城跡、歴史的な雰囲気を残す建物など、暮らしの中で育まれてきた歴史的資源を発掘・継承・保全する取組みを推進します

方針のイメージ



歴史的街なみと生活環境のバランスに配慮



出水麓伝建地区からの眺望に配慮



玉石垣や生垣等外構に配慮し、落ち着いた街なみ形成を誘導



地域のシンボルとなる樹木を保全

③自然と共生した、うるおい豊かなまちづくりを図ります

1) 出水市の豊かな自然を感じさせる沿道景観づくり

- ・四季折々の姿をみせる街路樹の連続性を確保し、調和のとれた沿道景観づくりに努めます

2) 協働による緑豊かな、うるおいある街なみ景観の創出

- ・市民・事業者・行政が協働し、生垣や敷地の緑化、美化活動等により緑豊かな落ち着いた街なみの創出に努めます

3) 歴史的街なみの風情と調和した商店街の景観の再生

- ・隣接する歴史的街なみの風情を活かした、商店街の景観づくりに取り組みます
- ・出水市の顔である、出水駅から本町通り、出水麓伝建地区周辺では、歴史的風情と調和した景観づくりに取り組みます

方針のイメージ



四季折々の姿を見せる街路樹の連続性確保



※出典：福岡県大野城市 HP

美化活動による落ち着いた街なみの創出



※出典：中小企業庁 HP (臼杵市)

歴史的風情と調和した商店街の景観づくり



出水駅前から本町通り、伝建地区での歴史的風情と調和した景観づくり

④効果的な景観づくりにむけて、組織づくり・ルールづくりを進めます

1) 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進

- ・地域のコミュニティへの支援、市民・事業者・行政などの協議の場を設けるなど、市民・事業者の景観への理解を深めます
- ・ゴミなど身近な問題からまず取り組み、地域活動、NPO、教育機関等多様な人々が新たな出会いと景観づくりを楽しむことで取り組みが継続し、将来的に地域づくりへと活動の輪を広がることを目指します
- ・景観計画を総合的に推進するため、庁内の連絡体制を整備します

2) 景観形成の制度づくりやルールづくりの支援

- ・良好な景観づくりを進めるための市民の自主的なルールづくりを支援します
- ・景観計画の円滑な進行のため、景観及び景観計画を審議する場を設け、状況に応じた適切な景観づくりを行います
- ・景観審議会等を活用し、届出行為への助言・指導を行います
- ・都市計画マスタープラン、建築確認申請等の計画・制度と連携し、効果的な景観の誘導を行います

方針のイメージ



(福岡県景観大会)

市民と行政が協議する場を設ける



身近な問題から取り組む



※出典：福岡市まちなみルールづくり支援センターHP

市民の自主的なルールづくりを支援



景観計画及び景観を審議する場を設ける

3-4 景観づくりの基本方針に基づく方策

本市における景観づくりは、大きく以下の3つの方策によって推進していきます。

《景観づくりの3つの方策》

○市全域で進める景観づくり

まず市全域を対象とした景観形成の方針と基準を設定し、緩やかな規制・誘導によって本市がもつ身近な景観の魅力を高めていきます。

○地域で進める景観づくり（景観形成重点区域）

景観形成上重要な地域を景観形成重点区域とし、地域の発意に基づきまちづくりと一体となった、地域特性に応じた、きめ細かな景観づくりの方策を用意し、地域の魅力を高めていきます。

○景観づくりの推進

市民との情報共有を進め意識啓発や活動支援などに取り組み、市民・事業者・行政が協働で景観づくりを進めていきます。また、景観審議会などの制度を推進方策として位置づけ、景観づくりを効果的に進めていきます。

§ 4. 市全域で進める景観づくり

4-1 良好な景観の形成のための行為の制限（届出制度）に関する事項

本市にはやさしい緑の山並み、ツルが訪れる田園、穏やかで美しい海、緑豊かで落ち着いた街なみ、歴史的街なみなど、様々な景観が市全域にわたって分布しています。これらの美しい景観資源は、地域の暗黙のルールの中で、周囲の景観に調和した建物などが建てられていたために保全されていたとも考えられます。一方、景観づくりに関して明確な基準はなく、様々なデザインの建物等を自由に建てることができ、それに伴う景観の阻害等も既に生じてきています。

そこで、出水の原風景となるふるさとの自然景観を守り、自然と共生したうるおいあるまちづくりを実現するため、以下の行為について届出制度を設けることとします。届出対象となる行為を実施する事業者等は、市に届出を行い、景観形成基準をもとに協議を行うことが求められます。

(景観法第8条第2項第3号関連事項)

4-1-1 建築物及び工作物の新築、増築、改築等

市全域の景観に与える影響が大きい建築物・工作物について、以下の規模の行為を実施する際は市に届出する必要があります。

表 4-1 建築物、工作物について届出対象とする規模

種 別		対象とする行為の規模
建築物	<ul style="list-style-type: none">・新築、増築、改築、移転・大規模な修繕、外観の模様替え 又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・高さが 13mを超えるものもしくは3階以上、 又は延べ面積が 500m²を超えるもの・増築、改築により上記規模に達する建築物
工作物	<ul style="list-style-type: none">・新築、増築、改築、移転・大規模な修繕、外観の模様替え 又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・建築基準法施行令第 138 条（工作物の指定） の規定により指定されているもの・増築、改築により上記規模に達する工作物

※大規模な修繕、外観の模様替え又は色彩の変更とは建築物・工作物の主要構造物のうちそれら行為が過半を超えるもの

建築基準法施行令第 138 条で指定される工作物

- (1) 煙突、広告塔、高架水槽等
- ① 高さが 6m を超える煙突
 - ② 高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - ③ 高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ④ 高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - ⑤ 高さが 2m を超える擁壁
- (2) 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等
- (3) 工作物の自動車車庫、都市計画区域内の汚物処理・ごみ焼却場・ごみ処理場等

対象となる行為は、以下の景観形成基準を満たす必要があります。

表 4-2 建築物・工作物に関する景観形成基準

区分	項目	内容
建築物 工作物	外観	・市民の共有財産である、山並みや八代海、田園など自然風景、歴史文化を尊重し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠・素材とする。
		・屋根の形状は、周囲の建物や山々の稜線が形成するスカイラインから大きく逸脱しないようにする。
	高さ	・周囲の街なみから突出しないよう配慮する。また背景となる山並みや丘陵地の稜線を遮らない高さとする。
	配置	・道路境界からの後退や、接道部への植栽等によりゆとりある空間の創出を図り、通りに接する壁面が圧迫感を与えないようにする。
	外構	・生垣等による敷地際の緑化を行い、工場等の無機質な印象や威圧的な印象を和らげ、周囲の生垣等と相まって緑豊かな街なみをつくるようにする。
		・駐車場、駐輪場は生垣で覆う、緩衝帯を設ける、建築物で隠すなど沿道から直接見えないように配慮する。
	照明	・周辺住民や生活環境への影響を配慮し、閃光を発するなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。
色彩	・壁や屋根における高彩度の色や色の多様は避ける。 ・周囲が田園・山地等の自然景観である場合は、高明度の色は避ける。 ・マンセル値により色相 R～5Y までは彩度 8 以下、それ以外の色相は彩度 4 以下とする。	

4-1-2 その他の行為

市全域の景観に与える影響が大きい行為については、以下の規模の行為を実施する際は市に届出する必要があります。

表 4-3 届出対象とする行為とその規模

項目	対象とする行為の規模
・ 建築物の建設のための開発行為	・ 3,000 m ² 以上の当該行為
・ 土砂の採取、鉱物の採取その他 土地の形質の変更 ・ 水面の埋め立て又は干拓	・ 3,000 m ² 以上の当該行為
・ 木竹の皆伐	・ 3,000 m ² 以上の当該行為
・ 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積	・ 500 m ² 以上の当該行為

対象となる行為は以下の景観形成基準を満たす必要があります。

表 4-4 その他行為に関する景観形成基準

行 為	項 目	内 容
・土地の開発 ・土地の開墾、 土石・鉱物の採取、 その他土地の形質の 変更	地形	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形を活かした構造及び形態とする。
	法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・法面や擁壁が、長大にならないよう線形等を工夫する。 ・法面や擁壁はできる限り道路など公共の場から目立たないよう、設ける位置等を工夫する。 ・緑化や植樹による隠蔽等を行い、周辺の自然景観や街なみと調和するよう努める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は、素材や表面処理の工夫、前面緑化等の工夫を行い、周辺の自然環境及び街なみと調和するよう努める。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地から見え、景観の背景となる斜面については、周辺の植生を参照に緑化に努める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源は、生態系に配慮してできる限り保全・活用するよう努める。
木竹の皆伐	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地ができる限り道路など公共の場から目立たないよう道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。 ・伐採の面積は必要最小限とし伐採後は植林に努める。
	地域固有の緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を特色付けている樹木、生垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。
屋外における物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・特に人の目に触れる機会が多い敷地の道路側では、道路から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。
水面の埋立て又は干拓		<ul style="list-style-type: none"> ・うるおいある自然景観をもたらす自然の水面は、出来る限り保全・活用するよう努める。 ・護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周辺の自然環境及び街なみとの調和に配慮する。

4-2 その他の仕組み

4-2-1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

出水市内に点在する様々な景観資源の継承・保全にあたっては、景観法で位置付けられた「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の制度を活用することが効果的です。そこで本計画では、景観法に基づいて「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」を定めます。

今後、出水市において、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」を指定する際は、この方針に基づいて指定することが求められます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関連事項)

景観づくりの上から、重要な価値があると認められる建造物（建築物、工作物など）で、道路その他の公共の場から誰でも見ることができ、次のいずれかに該当するものは所有者等の同意の上、景観重要建造物として市が指定します。ただし、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定された、又は仮指定されたものについては対象外とします。

景観重要建造物の指定の方針

- ・地域のシンボルとなっている建造物で、市民に親しまれているもの
- ・周辺地域の良い景観を特徴づけているもの
- ・地域の歴史的、生活・文化的または建築的価値のあるもの

(2) 景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関連事項)

景観づくりの上から、重要な価値があると認められる樹木で、道路その他の公共の場から誰でも見ることができ、次のいずれかに該当するものは所有者等の同意の上、景観重要樹木として市が指定します。ただし、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものについては対象外とします。

景観重要樹木の指定の方針

- ・地域のシンボルとなっている樹木で、市民に親しまれているもの
- ・周辺地域の良い景観を特徴づけているもの
- ・歴史的、生物学的に価値のあるもの

4-2-2 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

(景観法第8条第2項第5号関連事項)

出水市では、国道447号などの幹線道路沿いへの商業施設の立地が進み、比較的規模の大きい屋外広告物が沿道などに設置されています。

屋外広告物は、商業活動における情報提供、各施設への案内等、多様な目的に応じて行われますが、景観づくりに大きな影響を与えるものでもあることから、出水市の自然景観や歴史的景観に配慮した掲示・表示に努めることも重要です。

本市の屋外広告物に関しては、鹿児島県が主体となって取り組んでおり、県の屋外広告物条例に基づき、本市の全域が制限地域もしくは禁止地域に指定されています。出水麓伝建地区や住宅地、線路沿いなどの禁止地域では、広告物の掲示が原則できません。また、制限地域においても、屋外広告物の大きさや色彩について規制されており、その内容は比較的厳しくなっています。

そのため、屋外広告物については、県の条例に基づいた取組みを継続し、今後、市独自の取組みが必要になった場合、景観法に基づき、屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を定めることとします。

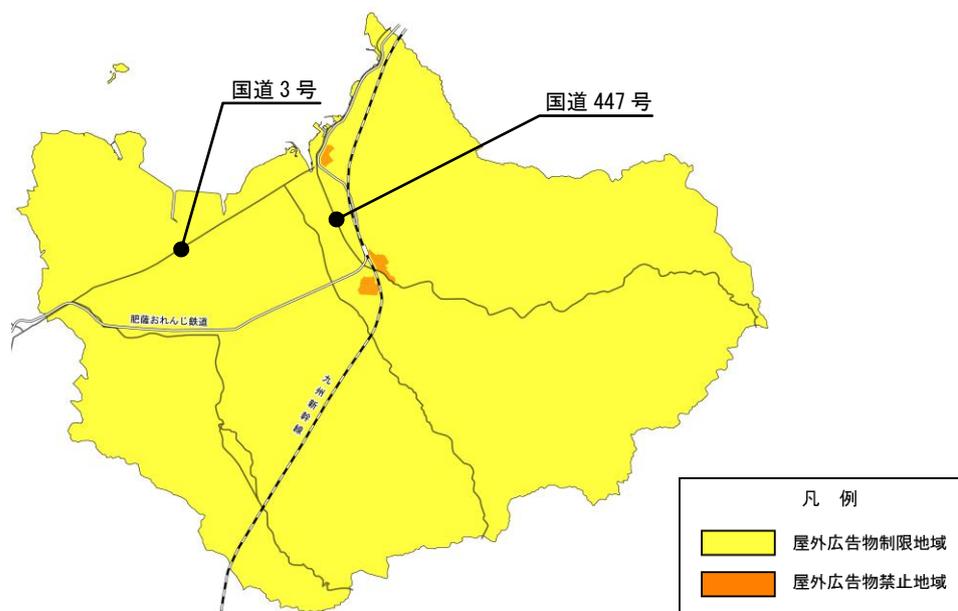


図 4-1 鹿児島県屋外広告物条例の地域指定

4-2-3 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定の基準

景観重要公共施設は、景観づくりに向けた取組みを周辺と一体的に行うことが期待される道路や河川、都市公園などについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。

本市では、次の基準のいずれかに該当するものを、管理者等との協議により「景観形成重点公共施設」として指定します。

景観重要公共施設に関する指定基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成重点区域内や景観資源周辺などに位置し、良好な景観の構成要素となっている公共施設で、景観づくりを周辺と一体的に推進する必要がある施設 ・ 地域住民や事業者などが積極的に景観づくりに取り組んでいる地域に位置する施設 ・ 当該公共施設の整備により、周辺と一体的な良好な景観の創出が期待できる施設 ・ 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与える施設 ・ その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号関連事項)

本市では、上記の指定基準に基づき、以下の公共施設を景観重要施設として指定します。これらの公共施設については今後、周辺の景観に十分配慮し次の通り整備を行います。

表 4-5 景観重要公共施設、指定の理由及び整備の方針

景観重要公共施設	指定の理由
以下の市管理道路で、 次図に示す範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄町堅馬場線 ・ 麓中央線 ・ 上町鍋野線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成重点区域内の中心に位置し、玉石垣や生垣が続く街なみが残り、景観資源である多くの武家屋敷が面している。 ・ 地域住民の生垣剪定の取組みが行われている。 ・ 四季折々の美しい景観を楽しむことできる観光ルートであり、地域住民にも親しまれている。
	整備の方針

上記以外の公共施設についても、指定基準を満たし、管理者との協議が整ったものから景観重要公共施設の指定を行います。

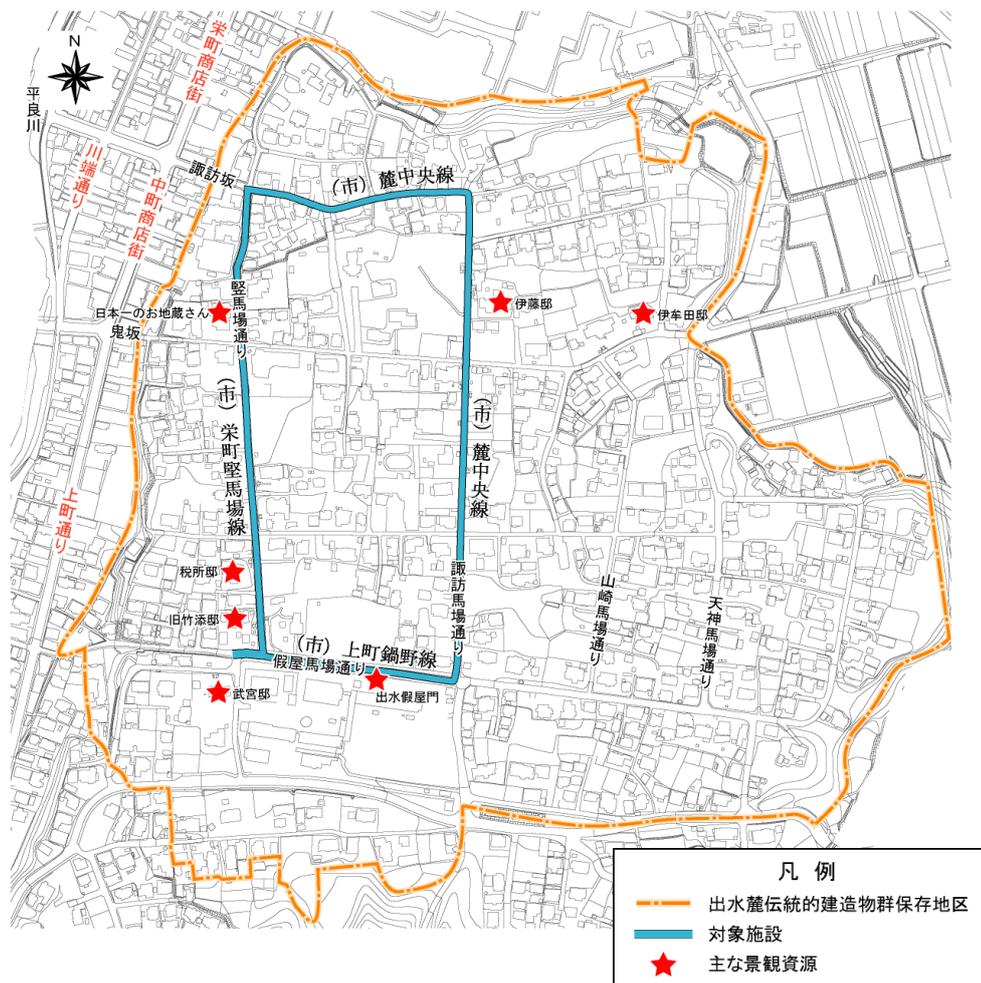


図 4-2 景観重要公共施設

4-2-4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(景観法第8条第2項第5号関連事項)

景観農業振興地域整備計画は、棚田や景観作物地帯など景観と調和の取れた営農条件を確保するため、農業上の土地利用に関する事項などについて定めることができる制度です。本市では、ふるさとの魅力あふれる景観を保全する上で景観農業振興地域整備計画が必要となった場合において、基本的な事項を検討します。

§ 5. 地域で進める景観づくり

5-1 景観形成重点区域の選定

景観計画では、本市を特徴づける景観を守り育てるため、地域独自の景観づくりを重点的に進める区域を、景観形成重点区域及び景観形成重点区域候補として位置づけます。

景観形成重点区域においては、景観づくりの目標や方針、取組み方策を定めることにより、地域独自のメリハリある景観づくりを図ります。

景観形成重点区域候補地においても、景観づくりの方向性を設定し、地域の景観づくりの機運の盛り上がりや取組みの必要性がより高まるなど、重点的な取組みが必要となった場合、景観形成重点区域に指定し取組み方策を検討することとします。

表 5-1 景観形成重点区域及び景観形成重点区域候補

項目	区域名
景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none">・ 出水麓・本町商店街区域・ 野田郷区域
景観形成重点区域候補	<ul style="list-style-type: none">・ ツル飛来地・ 高尾野地区・ 東光山公園からの眺め・ 特攻碑通り

5-2 景観形成重点区域の景観づくりの方針

5-2-1 出水麓・本町商店街区域

(1) 対象区域について

対象区域は、右図の通り出水麓伝統的建造物群保存地区と本町商店街を含む地域一体とします。

(2) 景観特性と問題点

1) 出水麓地区

i) 街なみ全体について

出水麓地区は、玉石垣や生垣・武家屋敷の伝統的家並みが保全されており、堅馬場通りの紅葉など、四季折々の景観が美しい地区で、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。また、景観に配慮した公共施設の整備が一部で実施されており、地域で一体となった良好な景観がつくられています。さらに、周辺には水辺や、亀ヶ城跡である城山など、豊かな自然に囲まれています。

一方で、玉石垣や生垣がコンクリートブロック等の現代的な素材に置き換えられたり、歴史的街なみの景観を阻害する電柱や電線があったり、街なみにそぐわないデザインの自動販売機等が設置されたりするなど、貴重な景観資源が徐々に失われつつあります。

ii) 特徴的な建物・樹木

竹添邸などの武家屋敷や西照寺、諏訪神社など、地域の景観のシンボルとなる寺社仏閣が数多く点在しています。

iii) 景観資源の利用等について

生垣剪定に対する支援や武家屋敷の公開など、歴史的街なみを維持・活用する取組みがされていますが、今後のまちづくりを担う若い世代が少なく、空き家・空き地も増加しつつあります。また伝建地区の入り口が分かりにくい、店舗が少ないなど景観資源を活かす取組みはまだ充分ではありません。

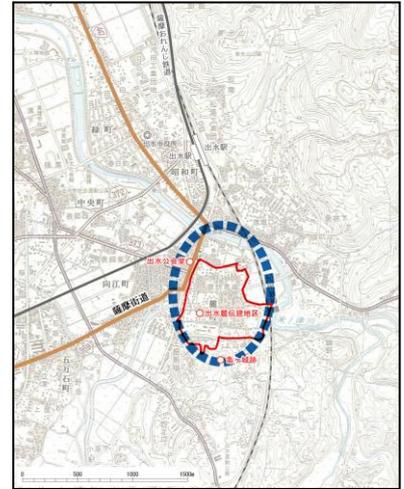


図 5-2 出水麓・本町商店街区域図



図 5-3 堅馬場の街なみ



図 5-4 公開武家屋敷
旧竹添邸

2) 商店街地区

i) 街なみ全体について

商店街は全体に大正から昭和にかけての風情があり、なかでも川端通りには、石畳と飲食店の活気ある景観があります。しかし、店舗の色・デザインに統一感がなく、また伝建地区と隣接しているものの、景観の連続性は感じられません。また、アーケードや歩道などの老朽化が進んでいます。



図 5-5 川端通り

ii) 特徴的な建物・樹木

出水公会堂、石倉など、地域のシンボルとなる戦前の建物が現存しています。



図 5-6 出水公会堂

iii) 景観資源の利用等について

空き地・空き店舗が増加しており、閉じたシャッターが寂しい印象を与えます。また店舗の閉鎖や商店主の高齢化等により、まちづくりを担う人材が不足しています。また食堂やお土産店など、訪れた人をもてなす施設が不足しています。

(3) 景観づくりの課題

1) 交流・集客拠点にふさわしい街なみ景観づくり

出水麓地区は、貴重な歴史的街なみと自然が残り、集客・観光拠点となっています。また隣接する商店街地区は、出水市の交流・商業の核となる地区で、大正から昭和にかけての味わいもあるものの、空き店舗のシャッターが寂しい印象を与えるなど景観づくりの対策が必要です。

貴重な歴史的景観を活かし、交流・集客拠点として発展していくためには、相互のよさを活かしつつも、両地区で一体的な景観づくりに取り組んでいくことが必要です。

2) 景観づくりに向けた連携の強化

出水麓地区と商店街地区は、各々独自にまちづくりに取り組んではいるものの、人材不足、景観資源の観光等への活用不足等共通する問題を抱えています。

それらの問題を解決するためには、地区や世代を超えて交流・連携し、景観づくりに取り組む「仲間」を増やしていくことが必要です。

3) 景観資源を活用した地域の活力向上

美しい歴史的街なみは、人が住み続け、活動し続けることで保たれます。一方で、地域の活性化なくして貴重な歴史景観資源を保全することはできません。したがって、景観づくりを、地域の活力向上につなげていく必要があります。

(4) 景観づくりの目標

本区域の景観づくりの目標を以下とします。

歴史を継承し、新たな活力を生み出す、温故知新の景観まちづくり

(5) 景観づくりの方針

1) 歴史と自然を活かした街なみづくりの推進

出水麓地区では、出水市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく景観づくりの取組みを継続するとともに、出水麓地区と商店街地区では、建築物や工作物等に関するルールづくりや施設整備などの多様な手法を用いて、両地区一体で歴史と自然を活かした街なみづくりを推進します。

特に、ルールづくりにおいては、市全域の届出対象行為等に該当しない建築物や工作物、自動販売機等や、鹿児島県屋外広告物条例の対象とならない広告物等について、街なみに調和したデザインへ誘導することを念頭に、具体的なルールを検討していきます。

2) 交流の促進による人材育成と体制構築

地区を超えて協議する場づくりや、多様な人が参加・協力できる活動などを通じて、交流を深め、景観づくりを進める人材の育成と体制の構築を図ります。

3) 景観資源の観光への活用

市の観光拠点として、「見に来てもらう」ための景観づくりを推進します。

(6) 取組み方策

出水麓・本町商店街区域では、以下の取組みを行います。

表 5-1 出水麓・本町商店街区域の取組み方策

項目	内容
景観づくりのルールの検討や景観に配慮した施設整備の検討	<ul style="list-style-type: none">・伝統的建造物群保存地区保存条例を活用した景観づくりの推進・出水麓と商店街の連続した景観づくりに向けてのルールづくりの推進・良好な景観をつくる施設整備及び占用許可基準の検討・区域に残る歴史的建造物などの貴重な景観資源の保全
身近な景観づくりの取組みと景観を語る場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・清掃などの日常的な取組みの実施と取組みを通じた景観づくりへの意識醸成・景観づくりのイベントを通じた区域内外の交流・連携の推進・景観に関する意見交換の場の設置
景観資源の情報発信等による景観資源の顕在化	<ul style="list-style-type: none">・散策マップや案内板などによる景観資源の紹介手段の充実・多様な手段を用いた継続的な広報活動の実施

5-2-2 野田郷区域

(1) 対象区域について

対象区域は、野田郷歴史街道、野田郷駅、亀井山城跡、感応禅寺周辺を含む地域一体とします。

(2) 野田郷区域の景観特性と問題点

1) 街なみ全体について

野田郷区域の南側は、県道整備時の石垣整備や市民の植栽等の取組みにより、歴史的街なみがつくられています。しかし、将来、高速道路のインターチェンジが近くに建設される予定があり、環境が大きく変わることが想定されます。また、都市計画区域外であるなど、景観を保全する制度がありません。

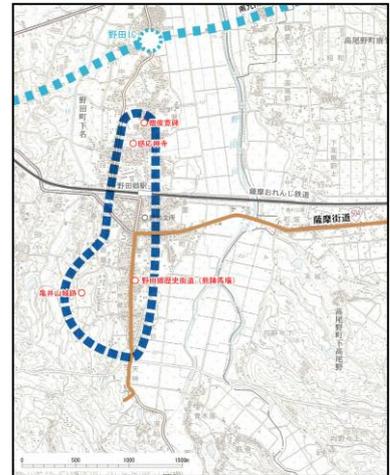


図 5-7 野田郷区域図

2) 特徴的な建物・樹木等について

対象区域には島津家発祥の歴史を伝える感応禅寺や武家門などがありますが、武家門の中には明治時代以降消失したのものもあります。

また、出水麓地区と比較して、歴史的建造物などに関する研究資料が不足しています。



図 5-8 野田郷の街なみ

3) 景観づくりを支える人について

沿道住民への桜の苗木配布、自主的な修景工事など地域の取組みが、野田郷の景観づくりに寄与してきました。また、地域NPOが主体となって、野田郷駅の清掃美化などの取組みを継続しています。

しかしNPO等の活動において、若い人の参加や加入が少ないことが問題となっています。



図 5-9 感応禅寺

(3) 景観づくりの課題

1) 由緒ある歴史にふさわしい街なみ景観の保全と形成

貴重な歴史資源を持ち、風情ある落ち着いた街なみがつくられており、今後も歴史資源の発掘と保全が必要です。

2) 景観を保全する制度の充実

対象区域は景観に関する統一した決まりや建物の用途に関する都市計画制度等がなく、景観にそぐわない建物が建つ可能性があります。将来、近隣で高速道路のインターチェンジの整備が予定されており、地域の発展と街なみの保全を両立していく制度が必要です。

3) 持続的な景観づくりへの対応

将来にわたって歴史的街なみづくりを継続していくため、若い世代も含め地域づくりに関わって

いけるようにすることが必要です。

(4) 景観づくりの目標

本区域の景観づくりの目標を以下の通りとします。

薩摩の歴史にふさわしい景観まちづくり

(5) 景観づくりの方針

1) 風情ある落ち着いた歴史景観づくり

歴史と今までの取組みによりつくられた街なみを、建物のルールやまちづくりの制度等の手段を活用して保全します。

2) 景観づくりに参加・協力する人を増やす

協議する場づくりや、多様な世代が参加・協力できる活動などを通じて交流を深め、景観づくりを進める人材育成と体制構築を図ります。

(6) 取組み方策

野田郷区域では、以下の取組みを行います。

表 5-2 野田郷区域の取組み方策

項目	内容
区域に残る景観資源の発掘とルールによる面的な景観保全	<ul style="list-style-type: none">・ 区域に残る景観資源の発掘と保全・ 景観づくりのためのルールづくりの推進・ まちづくりの制度と連動した街なみ保存
市民の景観づくりの活動支援	<ul style="list-style-type: none">・ 景観に関する意見交換の場づくり・ 継続的な住民参加による景観への意識醸成・ 市民組織が主体の取組み支援

5-2-3 景観形成重点区域候補の景観づくりの方向性

本計画では景観形成重点区域候補として、選定した4区域の特性と課題及び方向性を示します。この区域では、今後の景観づくりの気運の盛り上がりに応じて景観形成重点区域への指定を検討します。

(1) 景観形成重点区域候補の特性と課題

<ツル飛来地>

- ・冬から春にかけて見られるツルが田園で越冬する景観は、出水の冬の風物詩であり、出水を特徴づける景観となっています。
- ・田園を保つ仕組みとして、農地の借り上げの仕組み等がありますが、範囲は限定的です。
- ・飛来地一帯の田園景観を、広告物による景観阻害や耕作放棄による景観・生息環境悪化を防ぐ必要があります。



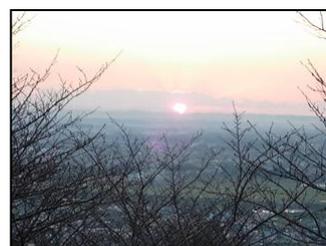
<高尾野地区>

- ・外城の名残を感じさせる玉石垣や生垣、石造りの酒倉など景観資源があるが、近年徐々に失われつつあります。
- ・高尾野地区一帯では、地域を特徴づける植木や苗木の景観がつけられています。
- ・高尾野の中心となる駅周辺商店街は空き店舗が増加し、平時は賑わいに乏しいものの、伝統ある中の市では賑わいある景観を見せています。



<東光山公園からの眺め>

- ・市内を一望でき、出水を代表する眺望景観として、多くの方が訪れています。
- ・公園施設や樹木等の手入れが不十分な状況もあることから、良好な眺望景観を適切に維持・管理する必要があります。



<特攻碑通り>

- 特攻碑通り沿道の桜並木は、出水の四季を感じさせる景観資源であり、市民の憩いの場として活用されています。
- 桜の木々が所々傷んでいる、また沿道の歩道が歩きにくいといった問題があります。
- 特攻関係の史跡が現存していますが、保全されているものは一部に留まっています。



(2) 景観形成重点区域候補の位置および景観づくりの方向性

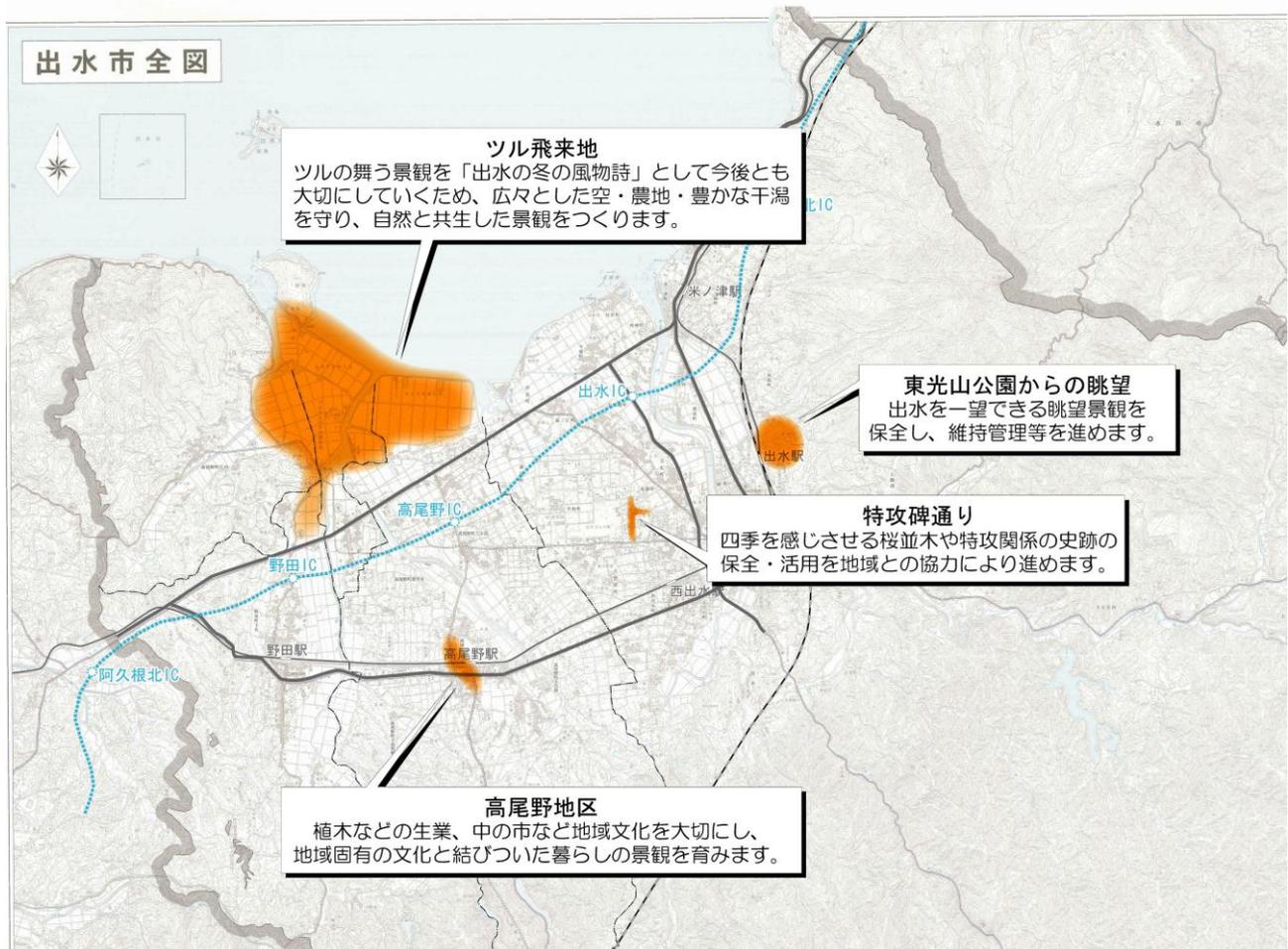


図 5-10 景観形成重点区域候補の位置および景観づくりの方向性

§ 6. 景観づくりの推進

出水市らしい景観づくりを推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で様々な役割を担いつつも、景観づくりのアイデアや工夫を出し合いながら協働で進めていくことが重要です。

一方で、景観づくりは一朝一夕で創造できるものではなく、地道な取組みの積み重ねこそが、景観資源を地域の宝へと成長させる近道であるといえます。

本市の景観づくりは、この景観計画に基づいて一歩ずつ進められることとなりますが、本章では、景観づくりを進めるための施策について整理するとともに、他都市などで行われている景観づくりの推進に関する取組み事例を紹介します。

表 6-1 景観づくり推進の施策体系

施策体系	取組みの主体		
	住民	事業者	行政
1. 景観計画の円滑な運用に関する仕組みの構築			
(1) 取組み体制の構築			
①市民・事業者、第三者機関、行政による取組み体制の構築	◎	◎	◎
②景観審議会の設置	◎	◎	◎
③庁内推進体制の構築	○	○	◎
(2) 届出制度の円滑な運用			
①実効性の高い届出手続き	○	○	◎
②ガイドラインの策定	○	○	◎
(3) 景観計画に対する意識の向上	◎	◎	◎
(4) 景観計画の見直し	◎	◎	◎
2. 暮らしの中で育む景観づくりの推進			
(1) 市民・事業者による景観づくりの取組みに対する支援			
①景観に関する情報提供の実施	◎	◎	◎
②景観づくりを担う人材の育成	◎	◎	◎
③景観づくりを支援する組織づくりの支援	◎	◎	○
(2) 景観形成重点区域における景観づくりの取組みの推進			
①景観まちづくり講座の開催と具体的な取組み方策の検討	◎	◎	◎
②地域が主体となった景観づくりの取組みへの重点的な支援	◎	◎	◎
③行政が中心となった景観づくりの取組みの推進	○	○	◎
3. 景観法を活用した景観づくりの取組みの推進	◎	◎	◎

◎：実施・参画、○：協力

6-1 景観計画の円滑な運用に関する仕組みの構築

6-1-1 取組み体制の構築

(1) 市民・事業者、第三者機関、行政による景観づくりの取組み体制の構築

出水市では、市民をはじめ、事業者や関係機関の協力のもと、景観計画を円滑に運用し、良好な景観づくりを一体となって進めていくため、市民・事業者、第三者機関、行政による景観づくりの取組み体制を構築します。

(2) 景観審議会の設置

市は、景観計画に基づく出水市の良好な景観づくりの取組みを推進していくため、出水市の景観に関して専門的見地から検討を行う第三者機関として、出水市景観審議会を設置します。

出水市景観審議会では、

- ①景観計画に基づく取組みの進行管理
- ②景観計画に基づく届出制度の運用状況の管理
- ③景観形成重点区域の認定と、景観形成重点区域における景観計画の協議・認定
- ④景観計画の変更・見直し

などについて審議します。

(3) 庁内推進体制の構築

市は、景観計画に基づいて景観づくりを円滑に進めていくため、庁内の推進体制を構築します。具体的には、景観担当部署の窓口の強化、届出制度の運用に際して、関係する部署に対して制度の周知を図るなどの取組みを行います。また、景観づくりに関わる庁内関係部署を対象に、意識啓発を行います。



図 6-1 職員が参加した景観計画策定プロジェクトチーム会議

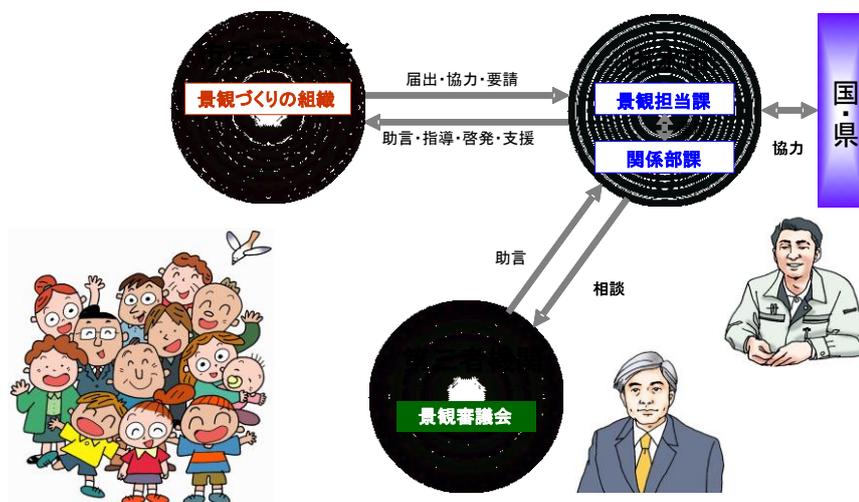


図 6-2 景観づくりの取組み体制のイメージ

6-1-2 届出制度の円滑な運用

(1) 実効性の高い届出手続き

市は、運用の実効性向上を図るための事前協議や景観審議会からアドバイスをうけるプロセスを含んだ届出手続きを定めます。また、届出者の参考となるよう届出の手引きを作成するとともに、より良い景観形成基準や届出の仕組みづくりに向けて届出の実績を届出台帳に取りまとめます。

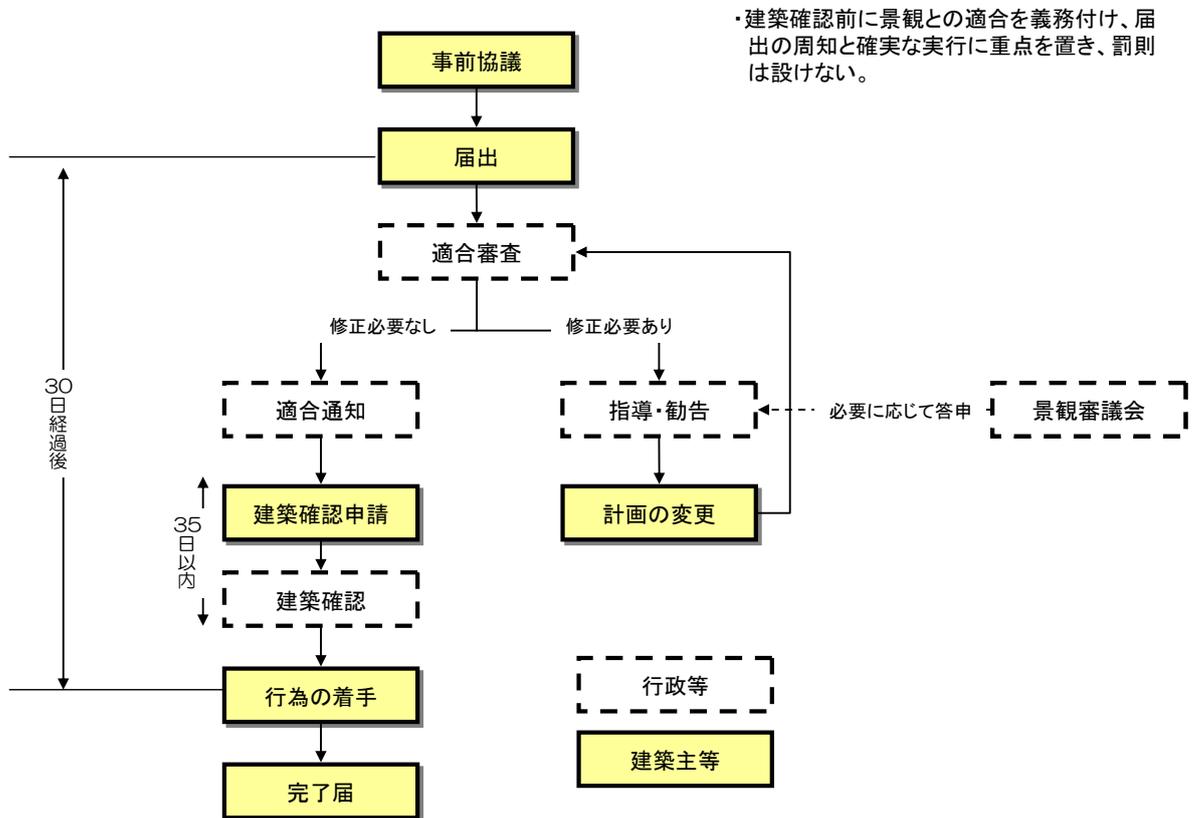


図 6-3 届出手続きの流れ（イメージ）

(2) ガイドラインの策定

市は、届出があった物件について景観形成基準との整合性を的確に判断できるようにするとともに、届出対象の建築物の新築等を行う際の参考としてもらうため、景観形成基準に基づき、景観に配慮すべき事項を分かりやすく示した「出水市景観づくりガイドライン（仮称）」を策定します。



図 6-4 景観ガイドラインの例
（薩摩川内市景観ガイドライン）

6-1-3 景観計画に対する意識の向上

市は、景観計画の概要版を作成し、市民や事業者に配布するとともに、「いずみ出前講座」等を活用して景観計画の周知を図り、市民の景観計画に対する理解を深め、意識の向上に努めます。



図 6-5 景観計画の概要版の例
(鹿児島市景観計画と景観条例のあらまし)

6-1-4 景観計画の見直し

市は、景観計画に基づく良好な景観づくりの取組みを円滑に進めるため、この計画に基づく市民・事業者・行政における取組み状況を随時公表していきます。

また、景観づくりの取組みに関する問題や課題については、市民の意見を聞きながら景観審議会等で検証し、効果的・効率的な推進に向けて調整を行います。

さらに、社会情勢の変化や総合計画などの上位関連計画等によって、景観計画との整合性に差異が生じた場合は、必要に応じて景観計画の見直しや充実を図ります。

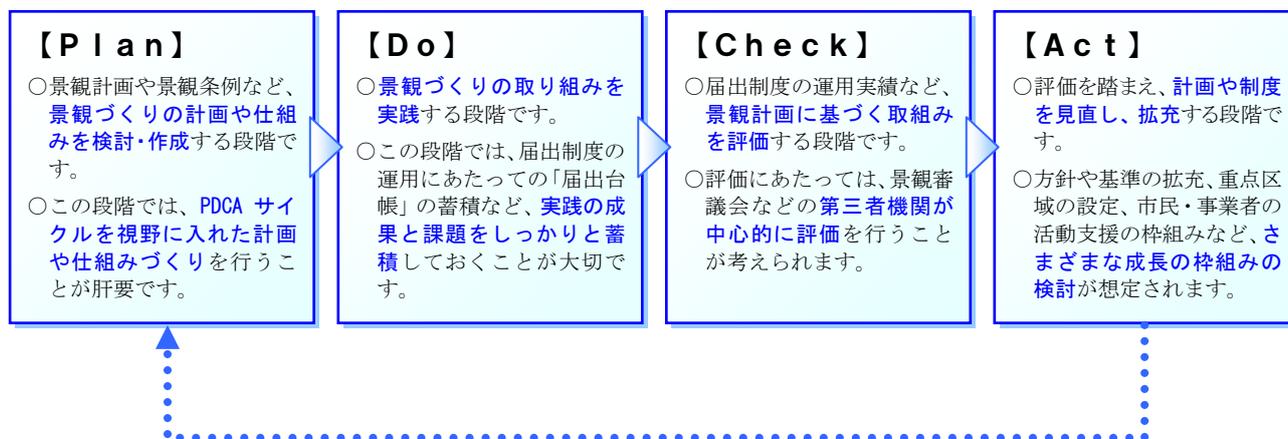


図 6-6 景観計画におけるPDCAサイクルのイメージ

6-2-2 景観形成重点区域における景観づくりの取組みの推進

(1) 景観まちづくり講座の開催と具体的な取組み方策の検討

市は、景観形成重点区域の住民を対象に、景観に対する関心の全体的な底上げや、景観づくりを担う人材の発掘・育成を目的とした景観まちづくり講座を開催します。

講座は市が企画・運営し、参加者が中心となって景観づくりの具体的な取組み方策やルールについて検討します。

講座での検討結果については、必要な手続きを経た上で、「地域で進める景観づくり」として景観計画に盛り込みます。



図 6-9 景観まちづくり講座の様子
(出水麓・本町商店街区域)

(2) 地域が主体となった景観づくりの取組みへの重点的な支援

市は、景観形成重点区域において、景観づくりについて継続的に考えることや実際の取組み機運の高まりに応じて、地域が主体となった景観づくりを進めるための重点的な支援を行います。

支援の例として、組織化の支援や具体的な取組みを進める上で参考となる事例の紹介などがあります。



図 6-10 景観づくりの取組み支援の事例
(秦野市景観まちづくり市民会議の設置)

(3) 行政が中心となった景観づくりの取組みの推進

市は、総合計画や都市計画マスタープランや及び中心市街地活性化基本計画など上位・関連計画と整合を取りながら景観づくりを進めていきます。

また、道路や河川の景観づくりなど行政が中心となることが必要な事項については、スムーズな連携が図れるよう市の関係部局をはじめ県や国などと情報を共有し、取り組んでいきます。

6-3 景観法を活用した景観づくりの取組みの例

景観法では、前述した景観整備機構のほか、景観づくりの取組みに対して様々な制度を設けています。市では、地域住民の景観づくりの取組みの機運に応じて、これらの制度を柔軟に活用・提案し、地域住民が中心となった景観づくりの取組みの支援を行います。

以下に、景観法に位置づけられた主な制度について整理します。

(1) 住民による景観計画の提案

(景観法第 11 条関連事項)

土地の所有者やまちづくり NPO、公益法人などが、土地の所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に、景観計画の提案を行うことができる制度です。届出制度などを地域独自で設け、地域住民が主体となって景観づくりに取り組む場合などにおいて活用することが考えられます。

(2) 景観協議会

(景観法第 15 条第 1 項関連事項)

景観協議会とは、景観計画区域において良好な景観づくりに関する協議を行う組織であり、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構などで組織することができる制度です。

必要に応じて、関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりのための活動を行う者を景観協議会に加えることができます。

(3) 景観地区・準景観地区

(景観法第 61 条～第 75 条関連事項)

景観地区は、景観計画よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきいたい場合、都市計画区域及び準都市計画区域内において、都市計画として定めることができる制度です。

準景観地区は、都市計画区域及び準都市計画区域外において、その地域の景観の保全を図るために定めることができる制度です。

(4) 景観協定

(景観法第 81 条第 1 項関連事項)

景観計画区域内の土地において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができる制度です。

出水市景観計画策定委員会 委員名簿

所属等	氏名
学識経験者	山下 真孝
公募	岩下 伸次
NPO野田郷	樋口 守
出水市観光協会	永岩 三郎
鶴の町商工会	岩井 孝治
(社)鹿児島県建築士会出水支部	田中 繁
出水麓街なみ保存会	北御門 伸彦
出水商工会議所	杉本 尚喜
鹿児島県地域政策課長	森山 健二
(オブザーバー) 県景観アドバイザー	浜本 奈鼓

【事務局】 建設部 都市計画課 建設政策係